

「指定居宅介護支援事業」

ケアプランセンターきたひやま

重要事項説明書

社会福祉法人雄心会

「指定居宅介護支援事業」
ケアプランセンターきたひやま
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(北海道指定 第0171700347号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを
次のとおり説明します。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業主体	3
2. 指定居宅介護支援を担当する事業所	3
3. 職員体制	3
4. 営業時間	3
5. 事業の実施区域	4
6. 居宅介護支援の概要及び利用料	4
7. その他の費用	4
8. 秘密の保持と個人情報の保護について	4
9. 苦情相談窓口	5
10. 緊急時及び事故発生時の対応方法	6
11. 虐待の防止について	6
12. 公正中立の確保	6

《別紙》 居宅介護支援の概要及び利用料等

【個人情報使用同意書】

1. 目的
2. 条件
3. 個人情報を使用する期間
4. 介護サービス計画同意書

1. 事業主体

- (1) 法人名 社会福祉法人雄心会
- (2) 法人所在地 北海道北斗市清水川4番地1
- (3) 電話番号 (0138) 77-1700
- (4) 代表者氏名 理事長 伊藤 正 明
- (5) 設立年月 平成24年9月19日

2. 指定居宅介護支援を担当する事業所

- (1) 事業所名 ケアプランセンターきたひやま
- (2) 指定事業所番号 令和7年4月1日指定 北海道第0171700347号
- (3) 事業所の所在地 北海道久遠郡せたな町北檜山区豊岡337番地1
- (4) 電話番号 (080) 8544-7258
- (5) 管理者氏名 瀬戸 利 恵
- (6) 開設年月 令和7年4月1日

3. 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	職員数	勤 務 時 間 等
1. 管 理 者	1 名	8時30分～17時30分
2. 介護支援専門員(管理者兼務)	1 名	8時30分～17時30分

4. 営業時間

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (3) 休業日 土・日曜日 祝日 ※年末年始は12月30日～1月3日まで
※営業時間外においては、携帯電話での24時間対応となります。

5. 事業の実施区域

- (1) 実施区域 せたな町

6. 居宅介護支援の概要及び利用料等

利用料金の金額が介護保険から給付されるため、契約者の自己負担はありません。

(別紙を参照ください。)

※生活保護法の規定により、介護扶助の適用となる方においても自己負担はありません。

7. その他の費用

①要介護認定更新・変更申請

・契約者のご希望により事業所にて申請の代行いたします。手続きは無料です。

②複写交付料

・契約者の希望に応じて「居宅介護サービス計画」及びその実施状況に関する書類を交付する場合、複写に関する実費をご負担いただく場合があります。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

①契約者及び契約者の家族等に関する秘密の保持について

事業所及び職員は、サービスを提供する上で知り得た契約者及び契約者の家族等に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の保護について

事業所は契約者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において契約者の個人情報を用いません。また、契約者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で契約者の家族等の個人情報を用いません。

事業所は、契約者及び契約者の家族等に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理種の注意をもって管理し、また、処分に際しても第三者への漏洩を防止するものとします。

9. 苦情相談窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

★苦情受付窓口（担当者）

介護支援専門員 瀬 戸 利 恵

★受付時間

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く。）

8時30分～17時30分

担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引継いでいます。

また、苦情受付ボックスを正面玄関ロビーに設置しています。

（2）苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情があった場合は、ただちに苦情受付担当者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認します。
- ② 苦情受付担当者が必要があると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行います。（検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告します。）
- ③ 検討後、翌日までには必ず具体的な対応を行います。（契約者への謝罪等）
- ④ 記録を台帳に保管し、再発防止に役立てます。

（3）その他参考事項

普段から苦情が出ないようなサービス提供を心がけています。

（4）行政機関その他苦情受付機関

せたな町役場 介護保険相談窓口	住 所：久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1 電話番号：84-5111 受付時間：8時45分～17時30分
せたな町 地域包括支援センター	住 所：久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1 電話番号：84-5699 受付時間：8時45分～17時30分
せたな町 社会福祉協議会	住 所：久遠郡せたな町北檜山区北檜山91番地2 電話番号：84-4600 受付時間：8時45分～17時30分
北海道国民健康 保険団体連合会	住 所：札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号：(011)231-5161 受付時間：9時00分～17時00分

10. 緊急時及び事故発生時の対応方法

- ・ 緊急時及び事故発生時にあっては、契約者の主治医等への連絡を行い、医師の指示に従います。
また、登録されている緊急連絡先に連絡いたします。
- ・ 当事業所の提供する居宅介護支援サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因が認められる損害賠償については速やかに対応します。

なお、当事業所は、賠償責任保険に加入しております。

11. 虐待の防止について

事業者は、契約者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に揚げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者を選定しています。

■虐待防止に関する担当者

管 理 者 瀬 戸 利 恵

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③虐待防止のため指針を整備しております。

④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 公正中立の確保

契約者に提供される指定居宅サービス等が不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、全6ヶ月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与等（以後、訪問介護等という）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6ヶ月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき、居宅介護支援の提供開始に際し、契約者又は契約者の家族等の理解が得られるよう十分に説明を行い、理解を得られるよう努めます。

令和 7 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

※令和 3 年度介護報酬及び基準改定等に伴う文書簡略化等に鑑み、記名（印字又はゴム印）の場合のみ要押印とし、署名の場合押印省略とします。

指定居宅介護支援 ケアプランセンターきたひやま

説明者職名 介護支援専門員 氏名 瀬 戸 利 恵 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏名 ⑩